



高齢者 インフルエンザ予防接種 のご案内



実施期間：令和6年10月21日から12月27日まで

対象者：65歳以上

接種費用：1,700円 ※予診票に「個人負担金免除」とある方は無料

接種までの流れ

ふむふむ



- ① 同封の医療機関一覧表を参考に、必要な場合
お医者さんへ電話して予約する

※キャンセルした場合、キャンセル料が発生することがあります。

- ② 接種日当日
次の物を用意して予約した医療機関へ行く

【持ち物】

記入した予診票 保険証 1,700円 (接種費用)

- ③ 接種費自己負担分1,700円を払って接種を受ける

※接種の詳しい内容については、裏面をご確認ください

★★★ このような場合はご注意ください ★★★

【実施期間中に65歳になる方】

⇒65歳の誕生日以降に接種を受けてください

(65歳になる前に受けた場合、全額自己負担になります)

【村外へ引っ越しをした方】

⇒補助の対象外になるため、この予診票では接種できません

南箕輪村役場 健康医療課 医療保険係
TEL：0265-98-0470

インフルエンザ予防接種の効果

インフルエンザは罹患率が高く、高齢の方、慢性疾患や免疫機能が低下している方は肺炎を併発して重症化しやすいと言われています。予防接種をすることにより、インフルエンザに罹患することや、罹患しても重症化することを防ぐ効果が期待できます。

予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに約2週間かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。

インフルエンザ予防接種の副反応

接種した箇所の赤み、腫れ、痛みが出ることがあります。全身の反応としては発熱、頭痛、悪寒、倦怠感が出ることがあります。これらの症状は通常2〜3日で回復します。まれにアナフィラキシーショック（発疹、じんましん、かゆみ、吐き気、血圧低下、呼吸困難など）等の重い症状が現れることがあります。

予防接種を受ける前の注意事項

- ① 通知などをよく読み、インフルエンザの予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、接種を希望するか判断してください。
- ② 予診票は確実に記入し、必ず署名をしてください。
- ③ 体調の良くない時は無理をせずに、体調の良い時に予防接種をしましょう。
- ④ 接種は本人の希望により実施します。本人の意思が確認できない場合は、接種できません
- ⑤ 生活保護受給者の方は無料で接種できます。対象になる方は予診票に「個人負担金免除」とあります。対象になるのに印字が無い場合は、役場医療保険係までお電話ください。

予防接種を受けることができない方

- ① 接種当日、発熱（37.5度以上）している。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている。
- ③ インフルエンザワクチンの成分により、アナフィラキシーショックを起こしたことがある。
- ④ 過去にインフルエンザの予防接種を受けた際、接種後2日以内に発熱した。または全身に発疹などのアレルギー反応を起こしたことがある。
- ⑤ その他、医師に予防接種を受けるのは不相当であると判断された。

接種を受ける際に医師とよく相談してほしい方

- ① 心臓、腎臓、肝臓、血液の基礎疾患がある。
- ② けいれんの既往歴がある。
- ③ 過去に免疫不全の診断がされた方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる。
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患がある。
- ⑤ インフルエンザワクチンの成分に対して、アレルギー反応を起こすおそれがある。

予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種後30分以内に、急な副反応が起こることがあります。また、接種後24時間は副反応に注意し、嘔吐、じんましん、発熱、接種部位がひどく腫れるなどのほか、重い症状が現れたら、医師の診察を受けてください。
- ② 接種当日の入浴は差しかえありません。注射したところはこすらないようにしましょう。
- ③ 激しい運動や大量の飲酒はしないようにしましょう。

予防接種を受けずにインフルエンザにかかった場合

当日の健康状態や、本人の接種を希望する意思が確認できない等の理由で、医師が接種を中止した場合、その後にインフルエンザに罹患し、重症化または亡くなられるという状況になったとしても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

重い副反応が起こった時の補償について

接種後に疾病、障害、死亡などの健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給などが行われます。ただし、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定したものに限ります。